

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

令和3年12月17日

【趣旨】

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化してその影響が様々な人に及ぶ中、0歳から高校3年生までの子どもたちに、1人当たり10万円相当の給付を行う方針を決定しました。

【事業内容】

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

申請不要で給付金を受け取れる人

[対象]

- ・令和3年10月に千早赤阪村から児童手当の支給を受けた人（特例給付を除く）
- ・公務員の人で令和3年10月に児童手当を受給（特例給付を除く）し、令和2年度に村から子育て世帯給付金の支給を受けた人

※同じ世帯に平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童がいる場合も申請は不要です。

[支給方法]

- ・先行給付金5万円とクーポン相当給付分5万円を併せて、10万円を一括で現金給付を行う。

[支給予定日]

- ・12月27日(月)

高校生のみの保護者、上記以外の公務員等の支給対象者については、年内にお知らせを送付し、申請後に所得等の審査を行います。

支給決定した人には、指定された口座に振込を行います。

以上の内容で、令和3年12月22日(水)の議会へ諮り、議決されれば対象者へ案内を発送します。

電話 0721-26-7269 (直通)
担当：尾谷 (内線 520)